

■南スーダンPKO派遣について言いたいこと

■南スーダンの情勢、自衛隊の活動について

■政府が語らぬ自衛隊員の「リスク」「兵士の権利」

■置き去りの自衛隊員・家族の不安、声

集団的自衛権・安保関連法の施行から1年。

5月末を目途に撤退させると発表された南スーダンへのPKO派遣や、

日報の「破棄」「黒塗り」や、安倍総理大臣や稻田防衛大臣の発言。

いま、自衛隊員・家族として政府や防衛省に言いたいことを政府や

国会、世論に届け、裁判にも生かします。

その他、抱えている問題、悩まれていることについて何でもご相談下さい。

相談の秘密は厳守します

(一昨年9月の緊急相談では35件、昨年3月の緊急相談では7件の相談を受けました)



自衛隊員・家族のための一斉相談

4月1日・2日

電話

011-222-8611

受付時間

4/1 15:00 ~ 20:00

4/2 09:00 ~ 12:00

FAX メール

FAX 011-222-8624

メール jieikan-jinken@hg-law.jp

受付時間

4/1 15:00 ~ 4/2 15:00

主催 自衛隊南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団

協力 自衛官の人権弁護団・北海道

問合先 札幌市中央区大通西12丁目 北海道合同法律事務所 気付 自衛隊南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団

■自衛隊員は兵士である前に市民です。

主権者として、最も利害を有する者として、憲法第13条(個人の尊重、幸福追求権)、第9条(戦争の放棄、交戦権の否認)、第15条(参政権)、第21条(表現の自由・知る権利)、第27条(安全配慮義務など労働者の権利)などが保障されています。

■自衛隊員と家族の人権を守ることは 自衛隊を誤らせないことです。

戦前の兵士は、軍人勅諭で「義は山嶽より重く、死は鴻毛より軽しと心得よ」(上司の命令は山より重く、命は羽毛より軽い)とされ、無謀で非人道的な戦いを強いられました。このようなことを二度と繰り返してはなりません。

■日本と同じく第二次大戦後に再軍備をしたドイツ(旧西ドイツ)は、軍隊について次のように定めています。

兵員法 第6条(兵士の市民権)

兵士はすべての他の市民と同等の権利を有する。(以下略)

兵員法 第11条(服従)

- (1) 兵士は上官に従わなければならない。(中略)ただし、命令が人間の尊厳を侵し、勤務目的のために与えられたものでない場合には、それに従わなくても不服従とはならない。
- (2) 命令は、それによって犯罪が行われるであろう場合には、兵士は命令に従ってはならない。(以下略)

連邦議会軍事監察委員法 第7条(兵士の不服申し立て権)

すべての兵士は、個人として勤務を中断することなく、直接に軍事監察委員に申し立てる権利を有する。軍事監察委員に申し立てを行ったことを理由に、懲戒処分その他の不利益な処分を受けることがあってはならない。

主催：自衛隊南スーダンPKO派遣差止訴訟弁護団

現職自衛官の母親が原告。南スーダンPKOへの自衛隊派遣に反対し、「直ちに撤退せよ」と一人で立ち上がった裁判。

2016年11月30日提訴。2017年6月1日第2回弁論（札幌地裁15：30）。

協力：自衛官の人権弁護団・北海道

イラク戦争への自衛隊派遣に反対して2004年1月、自民党の元閣僚・防衛政務次官の故箕輪登氏が「専守防衛」の立場から全国で最初に提起した裁判の弁護団が出発点です。

そして、空自女性自衛官セクハラ裁判（札幌地裁2006年提訴。2010年勝訴判決・確定）、陸自真駒内基地徒手格闘訓練死裁判（札幌地裁2010年提訴。2013年勝訴判決・確定）をはじめ、北海道において、自衛官や家族の人権に関わる様々な相談を受け、部隊との交渉、公務災害認定、裁判などを取り組んでいます。